

非違事例 1

○ 事案の概要

検査の対象：保税蔵置場 A

検査日：平成28年1月21日

検査対象期間：平成27年1月13日～平成28年1月20日

検査結果：輸出貨物に係る350件の記帳漏れ（平成27年11月17日～11月30日）が判明（ナックス民間管理資料の取得漏れ）

原因：管理資料の取得（記帳）担当者が長期不在の間、担当者を補佐していた者が代わりに行っていたが、まだ不慣れであり、また取得するのが不定期となっていた。
社内において2重チェックの体制は取られてなかった。

参考事項：1. Aは過去において非違となる事案はない。
2. Aは直ちに社内管理体制の改善に取りかかり、非違の再発防止のための方策を講じた。

○ 処分の検討

上記事案について、関税法第48条の処分を検討する。

（関税法基本通達48-1により）

・ 処分点数の算出

① 基礎点数	点
② 加算点数	点
③ 減算点数	点

合 計 _____ 点

・ 処分内容の決定

非違事例 1 解答

・ 処分点数の算出

① 基礎点数

関税法基本通達 48-1 の「別表 1」にて算出

当該行為は、同表の 2. の ②

「指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等をする事。」

に該当することから $2 \text{ 点} \times 35 \text{ (350 件)} = 70 \text{ 点}$ となるが、別表 1 (本表の適用方法) (3)により、60 点となる。別表 1 の 2. の点数は限度 60 点

基礎点数 = 60 点

② 加算点数

関税法基本通達 48-1 の「別表 2」にて算出

当該非違は、記帳担当者を補佐していた者が行ったものであり、当該保税蔵置場の「被許可者、代理人又は支配人その他の主要な従業員」が関与していないため、加算点数表①には該当せず、加算点なしとなる。

被許可者＝法人である場合は役員（関税法では規定無し。会社法、会社法施行規則
取締役 会計参与 理事等）

代理人又は支配人＝総合責任者

主要従業者＝貨物管理責任者、顧客責任者、委託関係責任者

また、Aにおいては過去に非違となる事案はないことから、加算点数表②、加算点数表③にも該当せず、加算点なしとなる。

加算点数 = 0 点

③ 減算点数

Aが事の重大さを真摯に反省し、同様の事態が起こらないように、直ちに社内管理規定の改善に取り掛かる等の非違の再発防止対策を講じたことにより、

関税法基本通達 48-1-(1)-ハ-(ホ)に該当し、10 点を限度として減算することができる。

減算点数 = 10 点

合計 ① 60 点 + ② 0 点 - ③ 10 点 = 50 点

・ 処分内容の決定

関税法基本通達 48-1 (1) ニ処分内容の決定の (ロ) 「10 点を超え、100 点未満の場合は、10 点を超える点数 1 点につき 1 日として算出した日数に相当する期間の外国貨物又は輸出しようとする貨物の搬入を停止させる。」により、

40 日間の搬入停止処分となる。

関税法基本通達 48-1 (1) ニ (ロ)にて

ただし、60点以上の場合で、今後も貨物管理体制の改善が見込まれない等、当該保税蔵置場の許可の取消すことがやむを得ないと税関長が判断したときは、当該許可を取り消すことができる。

③の減算要素が無い場合等（過去に繰り返し同様の非違が発生している場合、減算要素は有りません、非違が繰り返されている場合は加算点数表③において加算点が加算されます）。

※同じミスは繰り返さない、非違となったものは点数の大小、処分の大小に関係なく、社として対策をたて確実に実行する。

非違事例 2

○ 事案の概要

検査の対象：保税蔵置場 B

検査日：平成28年1月21日

検査対象期間：平成27年1月13日～平成28年1月20日

検査結果：輸出貨物の搬出記帳漏れ1件（平成27年9月24日）が判明

原因：輸出許可 2 件分の貨物を 1 コンテナ詰めして搬出したものについて、NACCS の VAN 登録の際に 1 件分の登録漏れがあった。IWS（貨物在庫状況照会）、配信電文の長期蔵置貨物のチェックを行っていなかった。

参考事項：1. 前々回の保税業務検査においても、輸出貨物の搬出記帳漏れが 1 件（平成 25 年 12 月 6 日）あり、非違（処分なし）となっている。
2. Bは直ちに社内管理体制の改善に取りかかり、非違の再発防止のための方策を講じた。

○ 処分の検討

上記事案について、関税法第48条の処分を検討する。

（関税法基本通達48-1により）

・ 処分点数の算出

① 基礎点数	点
② 加算点数	点
③ 減算点数	点

合 計 _____ 点

・ 処分内容の決定

非違事例 2 解答

・ 処分点数の算出

① 基礎点数

関税法基本通達 48-1 の「別表 1」にて算出

当該行為は、同表の 2. の ②

「指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等をする事。」

に該当することから $2 \text{点} \times 1 (1 \text{件}) = 2 \text{点}$ となる。

基礎点数 = 2点 10件までは2点、10件を超える場合は10件まで毎に
2点

② 加算点数

関税法基本通達 48-1 の「別表 2」にて算出

当該非違は、担当者による登録漏れであり、当該保税蔵置場の「被許可者、代理人又は支配人その他の主要な従業員」が関与していないため、加算点数表①には該当せず、加算点なしとなる。

また、前々回検査時に同様の非違があったが、処分されていないため、加算点数表

②には該当せず、加算点なしとなる。前回非違で処分があればこちらで計算

しかし、加算点数表③の「B 最後の日から1年を経過した日から、最後の日から2年を経過する日まで」に該当し、加算点7点となる。前回処分されていない場合

加算点数 = 7点

(一度非違があると処分されなくても3年はひも付き)

③ 減算点数

Bは直ちに社内管理規定の改善に取り掛かり非違の再発防止のための方策を講じているが、関税法基本通達 48-1 (1)ハ(ホ)のただし書きで「過去にも同様の非違が行われた場合その他減算することが不相当と認める場合を除く。」ことになっており、今回の場合には、減算することはできないと言える。

減算点数 = 0点

合計 ① 2点 + ② 7点 - ③ 0点 = 9点

・ 処分内容の決定

関税法基本通達 48-1 (1)ニ処分内容の決定の (イ)「10点以下の場合、原則として処分は行わない。」により、

関税法第48条による処分は行わない

ことになる。

非違事例 3

○ 事案の概要

対 象 者：保税蔵置場 C

検 査 日：平成 28 年 1 月 21 日

検査対象期間：平成27年1月13日～平成28年1月20日

検 査 結 果：保税蔵置場の一部がD社に賃貸されていたが、「貨物収容能力増減等の届」が提出されていないことが判明した。

原 因：Cの取締役であるXが、D社Y取締役からの申し出を受け、賃貸することになったが、賃貸部分の減坪について税関への届出を不用だと思っていた。

参 考 事 項：1. Cは過去において非違となる事案はない。
2. Cは本件非違に関して深く反省するとともに、直ちに再発防止のための方策を策定し、実施することとしている。

○ 処分の検討

上記事案について、関税法第48条の処分を検討する。

(関税法基本通達48-1により)

・ 処分点数の算出

① 基礎点数	点
② 加算点数	点
③ 減算点数	点
合 計	点

・ 処分内容の決定

非違事例3 解答

・ 処分点数の算出

① 基礎点数

関税法基本通達 48-1 の「別表 1」にて算出

当該行為は、同表の 2. の ③

「保税蔵置場の貨物の収容能力の増減又は改築、移転その他の工事を行うことにつき、税関への届出を怠ること。」

に該当することから $2 \text{点} \times 1 \text{(1件)} = 2 \text{点}$ となる。

基礎点数 = 2点

② 加算点数

関税法基本通達 48-1 の「別表 2」にて算出

当該非違は、C の取締役 X が直接関与しているものと認められることから、加算点数表①の「A 被許可者（被許可者が法人である場合は、その役員）」

に該当し、最大で 加算点 30点となる可能性がある。

非違事例1で説明 取締役 会計参与 理事等

加算点数表②、③については、Cにおいて過去に非違となる事案はないことから、適用はなく、加算点なしとなる。

加算点数 = 30点

③ 減算点数

Cは本件非違に関して深く反省するとともに、直ちに再発防止のための方策を策定し、実施することとしていることから、

関税法基本通達 48-1-(1)-ハ-(ホ)により、10点を限度として減算することができる。

減算点数 = 10点

合計 ① 2点 + ② 30点 - ③ 10点 = 22点

・ 処分内容の決定

関税法基本通達 48-1 (1) ニ処分内容の決定の (ロ) 「10点を超え、100点未満の場合は、10点を超える点数1点につき1日として算出した日数に相当する期間の外国貨物又は輸出しようとする貨物の搬入を停止させる。」により、

12日間の搬入停止処分となる。

(参考)

役員、現場責任者（総合責任者・貨物管理責任者）は税関へ念のため相談に行く様に現場担当者へ指示が有れば加算点の対象と成りません、現場担当者が税関へ相談していればそもそも非違も有りませんので何か有れば管轄する保税部門へ相談下さい。